

新旧対照表(共通仕様書(土木工事編Ⅰ))

[illegible]

改定前(令和7年10月版)										改定後(令和8年10月版)																
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下			
編章節条						編章節条						編章節条						編章節条								
(項目見出し)						(項目見出し)						(項目見出し)						(項目見出し)								
1	1	1	33	6	3		1	1	1	34	6	3		1	1	1	35	6	3		1	1	1	36	6	3
受注者は、トンネル坑内作業において表1-21に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(規制)」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付けられた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要綱(平成28年10月8日付建設省経産発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要綱(最終改訂平成28年8月30日付国総環第291号)」に基づく指定されたトンネル工事用 排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。						受注者は、トンネル坑内作業において表1-21に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(規制)」(令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付けられた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要綱の一部改正について」(平成22年3月18日 国総環第291号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要綱(平成28年8月30日 国総環第291号)」に基づく指定されたトンネル工事用 排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。						受注者は、トンネル坑内作業において表1-21に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(規制)」(令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付けられた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要綱の一部改正について」(平成22年3月18日 国総環第291号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要綱(平成28年8月30日 国総環第291号)」に基づく指定されたトンネル工事用 排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。						受注者は、トンネル坑内作業において表1-21に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(規制)」(令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付けられた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要綱の一部改正について」(平成22年3月18日 国総環第291号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要綱(平成28年8月30日 国総環第291号)」に基づく指定されたトンネル工事用 排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。								
1	1	1	33	8	1		1	1	1	34	8	1		1	1	1	34	8	1		1	1	1	34	8	1
受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官庁技術審事官通告、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図面で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達ができない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。						受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和62年3月30日 建設省経産発第58号)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図面で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達ができない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。						受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和62年3月30日 建設省経産発第58号)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図面で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達ができない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。						受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(昭和62年3月30日 建設省経産発第58号)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図面で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達ができない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。								
1	1	1	34	0	1	1-1-34	1	1	1	35	0	1	1-1-35	1	1	1	35	0	1	1-1-35	1	1	1	35	0	1
交通安全管理						交通安全管理						交通安全管理						交通安全管理								
1	1	1	35	5	1	5	1	1	1	36	5	1	5	1	1	1	36	5	1	5	1	1	1	36	5	1
交通安全法令の遵守						交通安全法令の遵守						交通安全法令の遵守						交通安全法令の遵守								
受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年5月30日)」、「道路工事現場における標識施設等の設置基準の一部改正について」(平成18年3月31日 国土道第37号、国土道防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政長、国土道・防災課長通知平成18年3月31日 国土道利第38号、国土道防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局通達第一課通昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。						受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年6月内閣府・国土交通省令第4号)」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和37年5月30日 建設省道路局長通知)、「道路工事現場における標識施設等の設置基準の一部改正について」(平成18年3月31日 国土道第37号、国土道防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日 国土道利第38号、国土道防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(令和6年2月 国土交通省道路局通達・技術指針)に基づき、安全対策を講じなければならない。						受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年6月内閣府・国土交通省令第4号)」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和37年5月30日 建設省道路局長通知)、「道路工事現場における標識施設等の設置基準の一部改正について」(平成18年3月31日 国土道第37号、国土道防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日 国土道利第38号、国土道防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(令和6年2月 国土交通省道路局通達・技術指針)に基づき、安全対策を講じなければならない。						受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年6月内閣府・国土交通省令第4号)」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和37年5月30日 建設省道路局長通知)、「道路工事現場における標識施設等の設置基準の一部改正について」(平成18年3月31日 国土道第37号、国土道防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日 国土道利第38号、国土道防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(令和6年2月 国土交通省道路局通達・技術指針)に基づき、安全対策を講じなければならない。								
1	1	1	35	14	1	14	1	1	1	36	14	1	14	1	1	1	36	14	1	14	1	1	1	36	14	1
14.通行許可等						14.通行許可等						14.通行許可等						14.通行許可等								
受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を運行させるときは、道路法第47条の2に基づき通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第72号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和6年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。						受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を運行させるときは、道路法第47条の2に基づき通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第72号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和6年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。						受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を運行させるときは、道路法第47条の2に基づき通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第72号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和6年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。						受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を運行させるときは、道路法第47条の2に基づき通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第72号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和6年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。								
1	1	1	36	0	1	1-1-36	1	1	1	37	0	1	1-1-37	1	1	1	37	0	1	1-1-37	1	1	1	37	0	1
施設管理						施設管理						施設管理						施設管理								
1	1	1	37	0	1	1-1-37	1	1	1	38	0	1	1-1-38	1	1	1	38	0	1	1-1-38	1	1	1	38	0	1
諸法令の遵守						諸法令の遵守						諸法令の遵守						諸法令の遵守								
1	1	1	37	1	4	(2)	1	1	1	38	1	4	(2)	1	1	1	38	1	4	(2)	1	1	1	38	1	4
建設業法(令和3年5月改正 法律第48号)						建設業法(令和4年6月改正 法律第68号)						建設業法(令和4年6月改正 法律第68号)						建設業法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	5	(3)	1	1	1	38	1	5	(3)	1	1	1	38	1	5	(3)	1	1	1	38	1	5
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(平成21年6月改正 法律第51号)						製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(令和7年5月改正 法律第41号)						製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(令和7年5月改正 法律第41号)						製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(令和7年5月改正 法律第41号)								
1	1	1	37	1	7	(5)	1	1	1	38	1	7	(5)	1	1	1	38	1	7	(5)	1	1	1	38	1	7
労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)						労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)						労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)						労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)								
1	1	1	37	1	8	(6)	1	1	1	38	1	8	(6)	1	1	1	38	1	8	(6)	1	1	1	38	1	8
作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号)						作業環境測定法(令和7年5月改正 法律第33号)						作業環境測定法(令和7年5月改正 法律第33号)						作業環境測定法(令和7年5月改正 法律第33号)								
1	1	1	37	1	11	(9)	1	1	1	38	1	11	(9)	1	1	1	38	1	11	(9)	1	1	1	38	1	11
労働者災害補償保険法(令和2年6月改正 法律第40号)						労働者災害補償保険法(令和4年6月改正 法律第68号)						労働者災害補償保険法(令和4年6月改正 法律第68号)						労働者災害補償保険法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	12	(10)	1	1	1	38	1	12	(10)	1	1	1	38	1	12	(10)	1	1	1	38	1	12
健康保険法(令和6年6月改正 法律第47号)						健康保険法(令和7年6月改正 法律第74号)						健康保険法(令和7年6月改正 法律第74号)						健康保険法(令和7年6月改正 法律第74号)								
1	1	1	37	1	13	(11)	1	1	1	38	1	13	(11)	1	1	1	38	1	13	(11)	1	1	1	38	1	13
中小企業退職金共済法(令和2年6月改正 法律第40号)						中小企業退職金共済法(令和4年6月改正 法律第68号)						中小企業退職金共済法(令和4年6月改正 法律第68号)						中小企業退職金共済法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	15	(13)	1	1	1	38	1	15	(13)	1	1	1	38	1	15	(13)	1	1	1	38	1	15
出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正 法律第84号)						出入国管理及び難民認定法(令和7年6月改正 法律第75号)						出入国管理及び難民認定法(令和7年6月改正 法律第75号)						出入国管理及び難民認定法(令和7年6月改正 法律第75号)								
1	1	1	37	1	16	(14)	1	1	1	38	1	16	(14)	1	1	1	38	1	16	(14)	1	1	1	38	1	16
道路法(令和5年5月改正 法律第34号)						道路法(令和7年4月改正 法律第22号)						道路法(令和7年4月改正 法律第22号)						道路法(令和7年4月改正 法律第22号)								
1	1	1	37	1	17	(15)	1	1	1	38	1	17	(15)	1	1	1	38	1	17	(15)	1	1	1	38	1	17
道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)						道路交通法(令和6年5月改正 法律第34号)						道路交通法(令和6年5月改正 法律第34号)						道路交通法(令和6年5月改正 法律第34号)								
1	1	1	37	1	18	(16)	1	1	1	38	1	18	(16)	1	1	1	38	1	18	(16)	1	1	1	38	1	18
道路運送法(令和5年4月改正 法律第18号)						道路運送法(令和6年5月改正 法律第23号)						道路運送法(令和6年5月改正 法律第23号)						道路運送法(令和6年5月改正 法律第23号)								
1	1	1	37	1	20	(18)	1	1	1	38	1	20	(18)	1	1	1	38	1	20	(18)	1	1	1	38	1	20
砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)						砂防法(令和4年6月改正 法律第68号)						砂防法(令和4年6月改正 法律第68号)						砂防法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	24	(22)	1	1	1	38	1	24	(22)	1	1	1	38	1	24	(22)	1	1	1	38	1	24
港灣法(令和4年11月改正 法律第87号)						港灣法(令和7年4月改正 法律第25号)						港灣法(令和7年4月改正 法律第25号)						港灣法(令和7年4月改正 法律第25号)								
1	1	1	37	1	25	(23)	1	1	1	38	1	25	(23)	1	1	1	38	1	25	(23)	1	1	1	38	1	25
港則法(令和3年6月改正 法律第53号)						港則法(令和4年6月改正 法律第68号)						港則法(令和4年6月改正 法律第68号)						港則法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	27	(25)	1	1	1	38	1	27	(25)	1	1	1	38	1	27	(25)	1	1	1	38	1	27
下水道法(令和4年5月改正 法律第44号)						下水道法(令和4年6月改正 法律第68号)						下水道法(令和4年6月改正 法律第68号)						下水道法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	28	(26)	1	1	1	38	1	28	(26)	1	1	1	38	1	28	(26)	1	1	1	38	1	28
航空法(令和5年6月改正 法律第63号)						航空法(令和7年6月改正 法律第55号)						航空法(令和7年6月改正 法律第55号)						航空法(令和7年6月改正 法律第55号)								
1	1	1	37	1	29	(27)	1	1	1	38	1	29	(27)	1	1	1	38	1	29	(27)	1	1	1	38	1	29
公水面積立法(平成26年4月改正 法律第51号)						公水面積立法(令和4年6月改正 法律第68号)						公水面積立法(令和4年6月改正 法律第68号)						公水面積立法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	31	(29)	1	1	1	38	1	31	(29)	1	1	1	38	1	31	(29)	1	1	1	38	1	31
森林法(令和5年6月改正 法律第63号)						森林法(令和7年5月改正 法律第40号)						森林法(令和7年5月改正 法律第40号)						森林法(令和7年5月改正 法律第40号)								
1	1	1	37	1	33	(31)	1	1	1	38	1	33	(31)	1	1	1	38	1	33	(31)	1	1	1	38	1	33
火薬類取締法(令和元年6月改正 法律第37号)						火薬類取締法(令和4年6月改正 法律第68号)						火薬類取締法(令和4年6月改正 法律第68号)						火薬類取締法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	34	(32)	1	1	1	38	1	34	(32)	1	1	1	38	1	34	(32)	1	1	1	38	1	34
大気汚染防止法(令和2年6月改正 法律第39号)						大気汚染防止法(令和4年6月改正 法律第68号)						大気汚染防止法(令和4年6月改正 法律第68号)						大気汚染防止法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	35	(33)	1	1	1	38	1	35	(33)	1	1	1	38	1	35	(33)	1	1	1	38	1	35
騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)						騒音規制法(令和4年6月改正 法律第68号)						騒音規制法(令和4年6月改正 法律第68号)						騒音規制法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	36	(34)	1	1	1	38	1	36	(34)	1	1	1	38	1	36	(34)	1	1	1	38	1	36
水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第45号)						水質汚濁防止法(令和4年6月改正 法律第68号)						水質汚濁防止法(令和4年6月改正 法律第68号)						水質汚濁防止法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	37	(35)	1	1	1	38	1	37	(35)	1	1	1	38	1	37	(35)	1	1	1	38	1	37
湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)						湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)						湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)						湖沼水質保全特別措置法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	38	(36)	1	1	1	38	1	38	(36)	1	1	1	38	1	38	(36)	1	1	1	38	1	38
振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)						振動規制法(令和4年6月改正 法律第68号)						振動規制法(令和4年6月改正 法律第68号)						振動規制法(令和4年6月改正 法律第68号)								
1	1	1	37	1	39	(37)	1	1	1	38	1	39	(37)	1	1	1	38	1	39	(37)	1	1	1	38	1	39
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6																										

改定前(令和7年10月版)										改定後(令和8年10月版)															
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		
編章節条項						旧条文						編章節条項						新条文							
1	2	4	4	12	1	12	建設発生土の土質区分					1	2	4	4	12	1	12	建設発生土の土質区分						
						建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成 18年6月10日付国交技第112号、国交第309号、国交第59号)による。												建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成 18年6月10日国交技第112号、国交第309号、国交第59号)による。							
1	2	4	4	10	1	10	路床盛土の締固め度					1	2	4	4	10	1	10	路床盛土の締固め度						
						路床盛土の締固め度については、第1編1-1-25施工管理第8項の規定による。												路床盛土の締固め度については、第1編1-1-26施工管理第8項の規定による。							
1	3	1	0	4	1	4	アルカリシリカ反応抑制対策					1	3	1	0	4	1	4	アルカリシリカ反応抑制対策						
						受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場管理課、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省海浜局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場建設課長連達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。												受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日 国交技第112号、国交第309号、国交第59号)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(平成14年7月31日 国交技第113号、国土建第36号、国土建第79号)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。							
1	3	3	2	1	1							1	3	3	2	1	1								
						受注者は、レディミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技術者)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A5308(レディミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。												受注者は、レディミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。							
1	3	3	2	1	2							1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技術者)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理協会監査の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。						
1	3	3	2	1	3							1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見えられない場合は、使用する工場について、設計図面に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめ、その資料により品質管理の確保が得られることを確認しなければならない。						
1	3	3	2	1	4							1	3	3	2	1	4		なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技術者)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。						
1	3	3	3	1	1	1.一般事項						1	3	3	3	1	1	1.一般事項							
						受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワークabilityが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。												受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワークabilityが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。							
1	3	6	4	1	1	1.一般事項						1	3	6	4	1	1	1.一般事項							
						受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は15時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。												受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は15時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。							
1	3	7	3	4	1	4.曲げ戻しの禁止						1	3	7	3	4	1	4.曲げ戻しの禁止							
						受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。												受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。							
1	3	8	2	2	1	2.面取り						1	3	8	2	2	1	2.面取り							
						受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。												受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。							
2	2	7	1	3	1	3アルカリシリカ反応抑制対策						2	2	7	1	3	1	3アルカリシリカ反応抑制対策							
						受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官連達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長連達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。												受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官連達、平成14年7月31日 国交技第112号、国交第309号、国交第59号)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(平成14年7月31日 国交技第113号、国土建第36号、国土建第79号)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。							
2	2	8	3	0	2							2	2	8	3	0	2								
						再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。												再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和7年10月改正政令第361号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。							
3	2	2	0	0	4							3	2	2	0	0	4								
						日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)												日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)							
3	2	2	0	0	5							3	2	2	0	0	5								
						日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼柵・鋼部材編)(平成29年11月)												日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼柵・鋼上部構造編)(令和7年10月)							
3	2	2	0	0	6							3	2	2	0	0	6								
						日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)												日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)							
3	2	2	0	0	16							3	2	2	0	0	16								
						環境省 水質汚濁に係る環境基準(令和5年3月13日環境省告示第6号)(令和5年3月)												環境省 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第58号)(令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正)							
3	2	2	0	0	33							3	2	2	0	0	33								
						建設業労働災害防止協会「すい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)」(令和3年4月)												建設業労働災害防止協会「すい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)」(令和6年4月)							
3	2	2	0	0	40							3	2	2	0	0	40								
						国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)												国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について(平成14年5月)							
3	2	2	0	0	44							3	2	2	0	0	44								
						国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)												国土交通省 道路土工構造物技術基準(令和7年6月)							
3	2	3	13	3	12	(8)						3	2	3	13	3	12	(8)							
						プレスレッシングの施工は、「道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)1511PC鋼材工及び架張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抽出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。												プレスレッシングの施工は、「道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)1511PC鋼材工及び架張工」(日本道路協会、令和7年10月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抽出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。							
3	2	4	5	19	1	19.泥水処理						3	2	4	5	19	1	19.泥水処理							
						受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。												受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。							
3	2	7	4	6	1	6.配合試験						3	2	7	4	6	1	6.配合試験							
						受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規程により試験を行わなければならない。												受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の 締固めをしない供試体作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規程により試験を行わなければならない。							
3	2	7	9	10	1	10.施工管理等						3	2	7	9	10	1	10.施工管理等							
						受注者は、薬液注入工における施工管理については、「薬液注入工に係る施工管理事項について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査課長連達)の規定による。												受注者は、薬液注入工における施工管理については、「薬液注入工に係る施工管理事項について」(平成2年9月18日 建設省技第188号)の規定による。							
3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工						3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工							
						骨材再生工の施工については、設計図面に明示した場合を除き、第1編1-1-20建設副産物の規定による。												骨材再生工の施工については、設計図面に明示した場合を除き、第1編1-1-21建設副産物の規定による。							
3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生品の規定						3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生品の規定							
						工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-19工事現場発生品の規定による。												工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-20工事現場発生品の規定による。							
3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定						3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定							
						工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-20建設副産物の規定による。												工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-21建設副産物の規定による。							
3	2	11	2	2	1	2.軽量材の損傷防止						3	2	11	2	2	1	2.軽量材の損傷防止							
						受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油漏れを避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。												受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油漏れを避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。							
3	2	12	2	3	6	(2)						3	2	12	2	3	6	(2)							
						SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合												SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500及びSBHS700を溶接する場合							
3	2	12	3	1	17	⑥						3	2	12	3	1	17	⑥							
						受注者は、孔あけにあたって、設計図面に示す径にドリルまたはドリルマニッパの併用により行わなければならない。ただし、二次部材(表示)によるで板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。												受注者は、孔あけにあたって、設計図面に示す径にドリルまたはドリルマニッパの併用により行わなければならない。							
3	2	12	3	1	20	⑦						3	2	12	3	1	20	⑦							
						受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。												受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。							
3	2	12	3	1	22							3	2	12	3	1	22								
						ただし、JIS 2 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。												ただし、JIS 2 2242:2023(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。							
3	2	12	3	1								3	2	12	3	1	43	1)	SBHS700及びSBHS700WIにおいて、1/15の入熱量が5,000J/mmを超える場合						
3	2	12	3	1	43							3	2	12	3	1	44	2)	SM570、SMA570W、SM520及びSMA490WIにおいて、1/15の入熱量が7,000J/mmを超える場合						
3	2	12	3	1	44							3	2	12	3	1	45	3)	SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490Iにおいて、1/15の入熱量が10,000J/mmを超える場合						
3	2	12	3	1	45							3	2	12	3	1	46	4)	被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス)、サブマーゼアーク溶接法、脈付スタンドのアークスタンド溶接法以外の溶接を行う場合						
3	2	12	3	1	46							3	2	12	3	1	47	5)	鋼構製作の実績がない場合						
3	2	12	3	1	47							3	2	12	3	1	48	6)	使用実績のないところから材料供給を受ける場合						
3	2	12	3	1	48							3	2	12	3	1	49	7)	採用する溶接方法の施工実績がない場合						
3	2	12	3	1	131							3	2	12	3	1	132								
						受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。												受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700及びSBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。ガス加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。							

改定前(令和7年10月版)						改定後(令和8年10月版)							
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下		
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)							
旧条文						新条文							
3	2	12	3	2	5	なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。	3	2	12	3	2	5	なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の耐荷性能を評価するものとする。
3	2	12	3	2	6	① 仮組立て時リーミングが難しい場合	3	2	12	3	2	6	① 仮組立てで工場製作時のリーミングが難しい場合
3	2	18	2	1	6	なお、それ以外のスペースを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペースは、1mあたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1	6	なお、それ以外のスペースを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペースは、1mあたり4個以上とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。
3	2	18	2	1	16	(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるものとし、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編編1-1-31後片付け)を行わなければならない。	3	2	18	2	1	16	(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるものとし、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編編1-1-32後片付け)を行わなければならない。
4	3	2	0	2	5	国土交通省 河川砂防技術基準(令和8年5月)	4	3	2	0	2	5	国土交通省 河川砂防技術基準(令和7年10月)
4	3	2	0	5	7	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和6年3月)	4	3	2	0	5	7	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和7年3月)
4	4	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	4	4	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
4	4	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)(平成29年11月)	4	4	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)
4	4	2	0	0	8	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート構・コンクリート部材編)(平成29年11月)	4	4	2	0	0	8	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)(令和7年10月)
4	4	2	0	0	9	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)	4	4	2	0	0	9	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)
4	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	4	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)
4	5	2	0	5	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	4	5	2	0	5	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
4	5	2	0	5	8	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)(平成29年11月)	4	5	2	0	5	8	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)
4	5	2	0	5	9	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート構・コンクリート部材編)(平成29年11月)	4	5	2	0	5	9	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)(令和7年10月)
4	5	2	0	5	10	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)	4	5	2	0	5	10	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)
5	1	2	0	0	6	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成27年2月)	5	1	2	0	0	6	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(令和3年7月)
5	2	0	0	0	6	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成27年2月)	5	2	0	0	0	6	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(令和3年7月)
5	3	2	0	0	6	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成27年2月)	5	3	2	0	0	6	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(令和3年7月)
6	1	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	6	1	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
6	1	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)(平成29年11月)	6	1	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)
8	1	2	0	0	4	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)	8	1	2	0	0	4	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説(令和7年11月)
8	2	9	2	4	1	4補強材の取付 受注者は、標示板には設計図面に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格(LWS P7903-1978)スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)／((一社)日本溶接協会規格WS7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	8	2	9	2	4	1	4補強材の取付 受注者は、標示板には設計図面に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格(LWS P7903-2023)スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)／((一社)日本溶接協会規格WS7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。
8	3	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	8	3	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
8	3	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)(平成29年11月)	8	3	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)
8	3	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)	8	3	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)
8	3	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	8	3	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ下部接続部編)(令和7年10月)
8	3	8	10	1	1.適用規定 受注者は、橋脚建設工の施工については、第3編第2-19-3架設工(クレーン架設)、「道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)第17章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承認を得なければならない。	8	3	8	10	1	1.適用規定 受注者は、橋脚建設工の施工については、第3編第2-19-3架設工(クレーン架設)、「道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)第17章 施工」(日本道路協会、令和7年10月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承認を得なければならない。		
8	3	8	11	2	1.2適用規定(2) 受注者は、現場継手工の施工については、「道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承認を得なければならない。	8	3	8	11	2	1.2適用規定(2) 受注者は、現場継手工の施工については、「道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)第17章 施工」(日本道路協会、令和7年10月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承認を得なければならない。		
8	4	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	8	4	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
8	4	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)(平成29年11月)	8	4	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)
8	4	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	8	4	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ下部接続部編)(令和7年10月)
8	5	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	8	5	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
8	5	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート構・コンクリート部材編)(平成29年11月)	8	5	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)(令和7年10月)
8	5	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	8	5	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ下部接続部編)(令和7年10月)
8	6	2	0	0	16	建設労働災害防止協会「ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び妨げない等)の策定」(令和3年4月)	8	6	2	0	0	16	建設労働災害防止協会「ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び妨げない等)の策定」(令和3年4月)
8	6	6	4	5	1	5.適用規定 インパット盛土の締固め度については、第1編1-1-29施工管理第8項の規定による。	8	6	6	4	5	1	5.適用規定 インパット盛土の締固め度については、第1編1-1-27施工管理第8項の規定による。
8	7	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	8	7	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
8	7	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート構・コンクリート部材編)(平成29年11月)	8	7	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)(令和7年10月)
8	7	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)	8	7	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)
8	7	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	8	7	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ下部接続部編)(令和7年10月)
8	8	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(平成29年11月)	8	8	2	0	0	4	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)(令和7年10月)
8	8	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼構・鋼部材編)(平成29年11月)	8	8	2	0	0	5	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)(令和7年10月)
8	8	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(平成29年11月)	8	8	2	0	0	6	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)(令和7年10月)
8	8	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成29年11月)	8	8	2	0	0	7	日本道路協会 道路標示方書・同解説(Ⅴ下部接続部編)(令和7年10月)
8	9	3	1	3	1	3.埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	8	9	3	1	3	1	3.埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。
8	10	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	8	10	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。
8	11	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	8	11	5	1	3	1	3.埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。
8	14	1	0	5	1	5.臨海の措置 受注者は、工事現場内での事故防止のため、やむを得ず臨海の措置を行う必要がある場合は、第1編編別1-1-44臨海の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8	14	1	0	5	1	5.臨海の措置 受注者は、工事現場内での事故防止のため、やむを得ず臨海の措置を行う必要がある場合は、第1編編別1-1-45臨海の措置の規定に基づき処置しなければならない。
8	14	7	2	4	1	4.標示板 受注者は、標示板には設計図面に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格(LWS P7903-1978)スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)／((一社)日本溶接協会規格WS7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	8	14	7	2	4	1	4.標示板 受注者は、標示板には設計図面に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格(LWS P7903-2023)スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)／((一社)日本溶接協会規格WS7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。

改定前(令和7年10月版)							改定後(令和8年10月版)							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	新条文
8	15	3	1	1	1	1.適用工種	8	15	3	1	1	1	1.適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、 待機補償費 、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。
8	15	3	7	2	1	2.適用規定	8	15	3	7	2	1	2.適用規定	人工雪前の施工については、「 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5雪前の処理 」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	15	3	9	0	1	15-3-9	8	15	3	9	0	1	15-3-9	待機補償費
8	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	8	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-44 臨機の措置 の規定に基づき処置しなければならない。
8	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	8	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と横断面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-33 環境対策 の規定によらなければならない。
8	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	8	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と横断面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-33 環境対策 の規定による。